

安全の手引き

2017年2月改訂

ボストンはアメリカ合衆国の主要都市の中では比較的 안전한都市と言われていますが、注意を怠ると思わぬ被害に遭うことがあります。海外での生活が一転して暗い思い出とならないよう、日頃の防犯等に対する心構えや注意事項をまとめました。

在ボストン日本国総領事館

<目次>

1.	ボストンの治安について	2
2.	ボストン滞在中の注意事項	4
3.	テロ・誘拐対策	3
4.	安全対策の基本的な心構え	4
5.	もし犯罪に巻き込まれたら	5
6.	屋外での安全	6
7.	住居における安全	7
8.	ホテルでの安全	8
9.	空港での安全	9
10.	自動車を使用する時の安全	9
11.	日本人の犯罪被害やトラブル例	10
12.	旅券（パスポート）の紛失・盗難	12
13.	在留届	12
14.	各種連絡先	13

1. ボストンの治安について

(1) アメリカ建国ゆかりの地であるボストンには、当時を偲ぶ名所旧跡が数多くあり、全米はもとより国外からも毎年大勢の観光客が訪れます。また、多くの名門大学や研究機関、医療施設が集中する世界でも有数の学術・文化都市でもあり、医療、ハイテク、金融、知的産業といった分野を中心に発展を遂げてきました。このようにボストンは、全米の中でもトップクラスの経済水準を維持しており、歴史情緒あふれる美しい街並みからは、犯罪とは無縁の印象を持たれがちですが、他の米国都市部と同様に凶悪犯罪や危険が隣り合わせで存在することも事実です。

(2) ボストンでは日常生活の中で身近に危険を感じることはあまりないかも知れません。また、ボストン市における犯罪の発生率は、近年は徐々に減少傾向にあり、ボストン市警察が発表した2016年の犯罪統計によれば、全体の犯罪件数は11年連続で減少しました。ボストン市の詳しい治安情勢につきましては当館ホームページ (http://www.boston.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzen-info.html)にて四半期毎の情報を掲載しています。

2. ボストン滞在中の注意事項

(1) 飲酒に関する注意事項

(イ) マサチューセッツ州では21歳未満の飲酒、酒類の購入は法律で禁止されています。21歳未満の者への酒類の販売も法律で禁止されていますので、飲酒にはくれぐれも注意が必要です。

(ロ) マサチューセッツ州では屋外（レストラン、ガーデンパーティ等を除く公共の場）での飲酒が法律で禁止されていますので、公園やビーチでの飲酒は違法行為となります。

(ハ) マサチューセッツ州はアメリカでも飲酒運転の取り締まりが厳しい州であると言われていています。飲酒運転の程度によっては実刑判決を受けることもありますので注意しましょう。

(2) 幼児・児童の行動に関する注意事項

(イ) 日本においても幼児や児童への虐待が社会問題化していますが、アメリカでは以前から大きな社会問題となっています。いわゆる“CHILD ABUSE”は、虐待だけではなく、児童の放置も対象となります。「子供が寝ている間に外出してちょっと買物を」、「子供を駐車場の車に置いたままちょっとマーケットで買物を」などという行為は、日本では比較的寛容に受け止められがちですが、アメリカでは非常に厳しく取り締まられています。悪質な放置と判断される場合は、州の社会福祉局の申立てにより裁判所から親権停止の処分を受けることもありますので、小さなお子さまをお持ちの方は注意が必要です。（幼児・児童虐待の対象となる子供の年齢等に関する一律の基準は特にありません。幼児・児童虐待に該当するか否かはケース毎に判断されます。）

(ロ) 米国においては、父母の双方が親権又は監護権を有する場合、又は離婚後も子供の親権を共同で保有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子の居所を移動させることは、子

を誘拐する行為として重大な犯罪となる場合があります。例えば、日本人の母親が、米国人の父親の同意を得ないで子供を日本へ連れて帰国すると、たとえ実の母親であっても米国では罪に問われることとなり、後日、米国へ再渡航した際に子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕されるという事例も発生しています。

(ハ) マサチューセッツ州では年齢が8歳未満かつ身長57インチ（約145cm）以下の子供を乗車させる場合はチャイルドシートを着用させることが義務づけられており、これに違反した場合には反則金を支払わなければなりません。大人が小さな子供を抱いて同乗する等の行為は大変危険ですので幼児を車に同乗させる場合には必ずチャイルドシートに乗せましょう。

※ただし、年齢が5歳以上、又は体重が40ポンド（約18kg）以上の子供で、チャイルドシートの使用に体格が適さない場合は、ブースターシート（いわゆる学童用の補助シート）とシートベルトの併用が認められています。

(3) その他

(イ) ボストン近郊を運行するバス、地下鉄、通勤ターミナル等の公共交通機関におけるスリ、置き引き等の窃盗犯罪が急増しています。中でも車内や駅構内で、読書やモバイル機器を使用中に周囲への注意力が散漫となり犯罪者のターゲットになる被害事例が多数報告されています。また、公共交通機関の利用客が、モバイル機器を目的としたひったくりに遭う被害が多くなっています。地下鉄、バス等の乗車中はこれらの機器をバッグに入れるなどして、人目につかないようにする等の対策を講じることが効果的です。

(ロ) 日中は多くの学生・研究者・見物客等で賑わう大学キャンパスも、夜間になると殆ど人が無くなります。また、週末や大学の休暇シーズンともなれば、日中であっても人通りがまばらとなり、広大なキャンパス内には樹木や建物の陰など犯罪者にとっては格好の死角が存在します。また、一部の市内の公園や駅構内でも集団での暴行事件や刃物を使用した強盗が発生しています。これらの場所では常に注意を怠らせずに、特に夜間・早朝の一人歩きは避ける必要があります。

3. テロ・誘拐対策

海外における我が国のプレゼンスの増大に伴い、当地においても日本人や日系企業がテロや誘拐の対象となる可能性は否定できません。また、2001年9月に発生した米国同時多発テロ以降、米国に対するテロの脅威は高まっていますが、ISの出現と台頭、扇動により、ここ数年は全米各地でローンウルフ型やホームグロウン型のテロ事件（疑わしい事件含む）や未遂が多く発生しています。また、昨年はテロの達成手段として車両を使用した事件がフランスと米国でも発生しているので、日常生活の中でもテロに巻き込まれる可能性があることを忘れないで下さい。

当地ボストンでは2013年4月にボストンマラソン爆破事件が発生したことで、空港、アムトラック、地下鉄の駅構内等では、乗客手荷物の抜き打ち検査が行われています。また、独立記念日やセントパトリックスデー等の大規模な行事が催される際は警察による厳重な警備が実施されます。

(1) テロ攻撃への備え

テロの標的となりやすい場所（イベント会場、公共交通機関、観光施設等不特定多数が集まる場所、軍・警察・政府関係施設）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な状況を察したら速やかにその場を離れるなど、安全確保に十分注意して下さい。また、治安情勢が悪化した場合に備えて、ご家族との連絡体制など対応策を再検討し、必要な場合に警戒、退避などができるよう安全確保に留意して下さい。

在ボストン総領事館では、日系企業、日本人会等を中心にテロ等に関する情報を提供しています。またメールマガジンの登録をされた在留邦人の方々にも、随時Eメールにて情報を提供しています。日頃より新聞やニュース等各種情報、国土安全保障省のテロ関連情報サイト等に注意を払いつつ、最新の情報の入手に努めてください。

米国・国土安全保障省 テロ関連情報サイト

: <https://www.dhs.gov/topic/ntas>

(2) 爆弾テロ対策

(イ) 国際的な大規模行事（サミット等）の開催時は、テロ発生の危険性が高まります。空港等の警備が一段と厳しくなる時期にはできるだけ旅行や不要な外出は控える。

(ロ) 小包等の荷物類の開梱は、それが見知らぬ差出人からのものである場合には特に注意し、形や重さ、臭い等に不審な点があるときには警察等に連絡すること。

(ハ) 犯罪の予告や疑わしい連絡があった場合には、警察に即時に通報すること。

(3) 誘拐対策

(イ) 安全な通勤経路を選び、緊急時の連絡手段（携帯電話等）を確保すること。

(ロ) 自宅および事務所周辺でも見知らぬ者に対する警戒心を怠らないこと。

(ハ) 自宅やその近辺でも子供にひとり遊びをさせないこと。

(ニ) ベビーシッターは身元をよく調べた上で依頼し、また、子供を預けるときには緊急時の連絡や応急措置を指示しておく。

4. 安全対策の基本的な心構え

(1) 自分と家族の安全は自分達自身で守るのが原則

米国では自分の身は自分で守らなければなりません。家族全員が安全についての意識を強く持ち、安全確保を十分考慮して行動することが大切です。

(2) 予防が犯罪被害を遠ざける

安全なホテルや住居を選ぶとすれば、当然経費も高くなります。しかし、経済的な側面ばかりを重視して安くすませることばかりに気をとられていると、結果として犯罪に巻き込まれてしまい、自らの生命・身体を危険に晒すことにもなりかねません。

(3) 警戒を怠らない

日本人はお人好しというステレオタイプがあります。日本人の好意につけ込んだ詐欺事件等も発生しています。また、アパートやホテル等の本来安全なはずの場所で、ちよっ

と注意を怠ったために、犯罪被害に遭ってしまったといったケースもあります。「日常生活と犯罪被害は隣合わせ」ということを念頭に置き、常に用心を怠らないことが大切です。

(4) 現地社会にとけ込む

治安情報が得られるようなネットワーク作りは大切です。ボストンでどのようなことが起き、どのようなことに注意すべきなのか、アンテナを張り巡らし関心を持つようにしましょう。

5. もし犯罪に巻き込まれたら

(1) 生命の安全が第一

不幸にも脅威に直面する事態になった場合には、生命の安全を第一に冷静に行動してください。例えば、強盗に取り囲まれたり、銃を突き付けられたりして金品を強要されたような場合には、お金を出し渋ったり、手向かったり、所持品を強奪されまいと相手と揉み合うこと等は非常に危険です。また、銃を突き付けられたからといってすぐにポケットから財布を取り出そうとするのも禁物です。相手に武器を取り出す動作と誤解され、撃たれたり、刺されたりすることにもなりかねません。手を頭の上に上げる等、相手に抵抗しない意思を示すとともに、金品の場所を教え、相手にそれを取らせる方が安全です。銃等の武器を持っている相手は興奮状態にありますので、できるだけ刺激しないようにすることが大切です。

(2) 緊急ダイヤル「911」

緊急電話番号「911」は、日本の「110」と「119」が一緒になったような番号です。緊急事態が発生した場合には「911」を回してオペレーターが出るまで待ちます。なお、公衆電話からかける場合にはコインは不要です。オペレーターが電話口に出たら、緊急事態の内容、発生した場所、ご自分の名前を告げます。それほど緊急でない用件の場合には「911」ではなく、それぞれの区域を管轄する警察署に電話をしましょう。後掲の「各種連絡先」等を参照して所轄の警察署の電話番号を調べておきましょう。

(3) 総領事館への連絡

思わぬ犯罪被害に遭遇しお困りの方は、総領事館に連絡してください。できる限りのお力添えをします。総領事館の旅券申請等の窓口時間は、月曜日から金曜日まで09:00～12:15、13:15～16:00です（電話受付時間は09:00～17:30）。なお、夜間や休日の総領事館の閉館時間に緊急事態が発生した場合に備えて24時間対応の電話システムを導入しています。

Consulate-General of Japan in Boston
Federal Reserve Plaza 22nd Floor
600 Atlantic Avenue, Boston, MA 02210
TEL:617-973-9772

<http://www.boston.us.emb-japan.go.jp/ja/index.htm>

6. 屋外での安全

(1) 危険と言われている地域や場所には極力近づかない。また、人気のない場所や人通りの少ない街路地では行動しない。

○ボストン市南部のロックスベリー地区、ドーチェスター地区、マタパン地区、ジャマイカプレイン地区の一部の地域で犯罪が多発しています。

(2) 深夜・早朝のひとり歩き・ジョギング、地下鉄やATMの利用は避ける。

○オレンジライン及びレッドラインの2路線においては、南方面でボストン南部の犯罪多発地域と重なるため、車内や駅構内等でも思わぬ犯罪に巻き込まれる可能性があり注意が必要です。

○夜間のボストンコモン、パブリックガーデンは注意が必要です。また、深夜のバックベイ、チャイナタウン、TDバンクノースガーデン周辺等も近づかない方が無難です。

○ダウンタウンでも人通りの少ないところや人通りの少ない時間帯は注意が必要です。

(3) 外を歩くときは周囲に不審者がいないか警戒し、きびきびと自信を持った歩調で歩き、携帯音楽機器、携帯電話の操作により、周囲への注意を怠らないようにする。特に逃げ場のない場所や地下・屋内駐車場等では格別の注意が必要です。

○閉店後のデパート周辺やショッピングモール駐車場周辺では注意が必要です。

(4) 人前で現金や貴重品を見せない。多額の現金や貴重品は持ち歩かないこと。

○スーパーマーケットのレジ等で多額の現金を数えることは禁物です。

○高価なアクセサリ類の着用は避けた方が無難です。

(5) 親しげに話しかけてくる人にはまず警戒すること。

○「日本語を習いたい」とか、「日本人の友人に連絡をとりたいので手伝って欲しい」等と言って近寄って来る場合には注意が必要です。

○相手が話かけてきて気を取られている際に別の仲間がポケットから財布を抜き取る、といったケースもあります。

(6) 自分の所持品は常に体から離さないこと。

○夏場のクインシーマーケット、ニューベリーストリート、空港ターミナル、地下鉄車内等、ひたたくりや置き引きが多発する人混みでは、鞆等の所持品は常に体から離さないこと。

(7) 子供から目を離さないこと。

○子供を連れて外出する際は、必ず親の目の届く場所で遊ばせ、スーパー等の人混みの中で子供から目を離したり、短時間でも車の中で待たせたりしないこと。また、交差点の横断歩道では、右折してくる車に十分注意し、必ず親が手を引いて離さないようして下さい。

7. 住居における安全

(1) 住居の選定は生活面における安全対策の基盤となることから、その選定にあたっては周辺地域の治安を考慮するとともに、候補物件の安全性、通勤・通学・買物経路の安全性等を慎重に見極めることが大切です。一般的には次のような場所や物件は避けた方が良いでしょう。

- 道路や歩道にゴミが散らかっており、壁等に落書きが多いところ
- ショッピングモール等での客の服装や態度が乱れているところ
- スーパーマーケットや店等で窓が鉄格子で厳重に囲まれているところ
- 周辺に緑が少なく、庭の手入れが悪い家が多いところ
- フリーウェイ等の出入口に近いところ
- 通りから見えない家
- 玄関周辺に樹木が生い茂っている家
- 夜間、周辺の照明が十分でない家
- 昼間なのに大人が所在なげにたむろしているところ

(2) アパートは、侵入箇所が制限されているという防犯上の利点がありますが、それは逆に一旦侵入されると外から隔離された密室になるという欠点にもなります。アパートの選定に際しては、周辺地域の治安状況、入居者の状況、管理人の有無、セキュリティ設備(防犯カメラ、カメラ付きインターホン)の有無、玄関・ガレージ等の出入規制、玄関扉や通用扉の施錠設備(堅牢性)、緊急時の連絡体制、不動産業者や家主の信頼性等を慎重に確認します。

(3) 候補物件が絞られてきたら、まず、自分が泥棒になったつもりでどこからの侵入が容易かをよく点検してみます。侵入が容易な箇所がある場合には、それを困難にするための対策を考え、その警備強化について家主と契約前に交渉します。たとえば、警察や警備会社に直通する警報装置等が家主の負担で得られれば極めて有益です。家主が防犯対策に消極的な場合には、自己負担で設置するか、またはその物件を諦めることも検討すべきでしょう。

(4) 米国では日本とは違って新しい住居に移り住む際に手土産を持参して隣家を回る習慣はないですが、隣人に出会った時には努めて話しかけるなどして、困った時にはお互いに助け合えるよう良好な関係を日頃から築いておくことが大切です。また、アパートに管理人や警備員がいる場合には、彼らと良好な関係を日頃から築いておき、緊急時にすぐ助けを求めることができるようにしておくことも大切です。

(5) 訪問者があってもすぐには扉を開けず、覗き窓等から訪問者の身元を確認します。身元を確認した後に扉を開ける際も、ドア・チェーンをかけたまま扉を半開きにして再度相手を確認してから扉を開けます。また、アパートの場合には、管理人や警備員からの通報やアパートのメインの玄関からのベルによって訪問者の来訪を知ることが多いと思われそうですが、その際には訪問者の身元を完全に確認してからアパートの中に入れるようにします。

(6) 電話のそばには常に緊急連絡リストを用意しておく。また、電話がかかってきた場合には、相手が名乗る前にこちらの名前や番号は教えないようにします。

(7) 旅行日程等の行動計画は他人には安易に教えない。長期間留守にする場合には、郵便局や新聞配達所にバケーション・ホールドを依頼します。地域によっては、警察の特別パトロー

ルを依頼できることもあるので所管の警察に相談すると良いでしょう。

(8) 帰宅時間がいつも遅い時間帯の方、長期留守の多い住居では、夜になれば自動的に点灯するタイマー照明や、センサー式照明の導入をお勧めします。

(8) 住居への出入りの際やエレベーターに乗る前には、周囲に不審な人物がいないか確認し、安全を確認してから行動して下さい。

(9) アパートの地下室にランドリーが設置されている場合には、ランドリーの夜間の利用は極力避ける。また、昼間に洗濯する場合でも、人目につきにくい密室での行動には十分注意を払うようにして下さい。

8. ホテルでの安全

(1) ユース・ホステルに宿泊中に、同部屋の旅行者に荷物を丸ごと持って行かれたという事件も発生しています。また、ホテルの室内に貴重品を置き、ドアに鍵をかけて外出したところ、帰ってきた時には貴重品や時にはスーツケースごと無くなっていたということもあります。貴重品は常に持ち運ぶようにしましょう。

(2) ドアは鍵を二重にかける。鍵がうまくかからない場合や、鍵が壊れている場合には、億劫がらずにホテルのフロントにその旨を伝える。鍵が掛からないときには部屋を替えてもらう。部外者との対応は必ずドア・チェーンをかけたまま行う。ホテル従業員を装った強盗もいるので、不審な点がある場合には身分証明書の提示を求めたりフロントに確認するなど、念には念を入れてからドアを開けるようにして下さい。

(3) 部屋によっては隣の部屋とドアでつながっていることがあるので、隣室とのドアに鍵がかかっているかどうかを確かめましょう。

(4) チェックインやチェックアウトの際には、手続きに気をとられてバッグや手荷物への注意がたいおろそかになりがちです。カウンター上のバッグは手で押さえ、足元の荷物は両足でしっかりと挟むか手前に置き常に気にするようにしましょう。

(5) ホテルの中には朝食をビュッフェ形式(バイキング)で取るところがありますが、料理を取りに行っている間にテーブルや椅子に置いておいた手荷物が盗難に遭うというケースがあります。席を離れるときには、手荷物等は持って行くか、または貴重品を除いた荷物についてはフロントに預けるようにして下さい。

9. 空港での安全

(1) 空港では旅行者を狙った犯罪が多数発生しています。旅の開放感、旅行疲れによる気の緩みにより犯罪に巻き込まれがちですので、常に緊張感を保つことが大切です。

(2) 空港で置き引きやスリの被害に遭うケースが少なくありません。旅券、航空券、クレジットカード・カード等の貴重品は必ず身に付け行動しましょう。

(3) チェックインの際には手続きに気をとられてバッグや手荷物への注意がたいおろそかに

なりがちです。カウンター上のバッグは手で押さえ、足元の荷物は両足で挟むか手前に置き常に気にするようにしましょう。

(4) セキュリティ・チェックでボディ・チェックを受けている間に、手荷物検査用の金属探知機のベルトコンベアーに載せておいた荷物が持ち去られることがあります。荷物からは目を離さないようにしましょう。

10. 自動車を使用する時の安全

(1) 「ボストン・ドライバー」という言葉を聞いたことがありますか？ボストンのドライバーは、アメリカの他都市のドライバーと比べて荒い運転をすることからついた名前だそうです。また、ボストンの歩行者の多くは赤信号でも道路を渡りますので、車の運転には細心の注意が必要です。特に日本から旅行で来た方、日本から転勤して間もない方にとっては、左ハンドルの車による右側通行という慣れない運転習慣に神経を取られて、周囲に目が行き届かないことも考えられますので十分な注意が必要です。

(2) 駐車する場合は安全な場所を選ぶ。特に夜間は明るい場所に駐車するようにする。人影がまばらな公共駐車場への駐車は避けましょう。

(3) 車の盗難を防ぐため、車には盗難防止装置（警報装置）を設置しておくか、駐車時にハンドル・ロックを取り付ける事をお勧めします。

(4) 運転している間も駐車している間も車のドアは常にロックしておき、特に駐車中は窓を閉めておく。わずかな時間でも車から離れるときには鍵を抜き、すべてのドアをロックしておく。また、貴重品（モバイル機器、財布等）は車内に放置せず、買い物かごやバッグも外から見えないところに置かないようにして下さい。

(5) 停車中の車に小銭をねだる者、物を売ろうとする者には基本的には対応しない方が望ましいが、仮にこれらの者に対応する場合でも窓の開閉は必要最小限にして下さい。

(6) 走行中、誰かにつけられていると感じたら、警察署または人通りの多い場所に移動する。例えば追突事故等に巻き込まれた場合で、その事故に不審な点があるとき（後方より何度も同じ車が追突して来る等）には、車を止めたり車外に出ることなく、そのまま最寄りの警察署へ直行したり、パトカーを見かけるまでそのまま走り続けるようにする。そのような場合には、可能な範囲で相手の車や運転者の特徴を覚えておくようにする。交通事故を装った強盗にも注意して下さい。

(7) 走行中における車のトラブルを防ぐため、車は常に点検して良好な状態を保つ。特に夜間の立ち往生は危険なので、すぐに助けを求めることができるよう、AAA等の自動車ロードサービスの加入が望ましい。また、アメリカの国土の広さを考えて、長距離を運転するときには早めに燃料補給しましょう。

(8) ヒッチ・ハイカーは車に乗せない。また、ヒッチ・ハイクはしないこと。

1 1. 日本人の犯罪被害やトラブル例

日本人は多額の現金を持ち歩き、お人好しで警戒心に欠け騙されやすいと一般的に見られており、日本人を狙った犯罪もあります。ボストンでの主な被害例は、路上でのひったくり、レストランやホテルでの置き引き、駐車中の車からの金品の盗難等で、殺人や傷害等の凶悪犯罪の被害例はありませんが、油断は禁物です。身の回りの安全には十分注意を払ってください。特に旅行者や出張者の場合、被害に遭っても警察に通報しない、あるいは、通報したとしてもすぐに帰国してしまうため狙われやすいことも事実です。実際に被害に遭った主な例や手口を以下に挙げます。

- (1) 不特定多数の人が利用する公共スペースで、乳幼児用ベビーカーに貴重品の入った鞆を置いたまま短時間その場を離れた隙に、置き引きされた。
- (2) セルフサービス式の喫茶店で、あらかじめ席を確保しようと手荷物を椅子においたままテーブルを離れ、店内のカウンターで商品を注文している間に、現金や貴重品が入った鞆を置き引きされた。
- (3) レストランで旅行者が何気なく椅子の背もたれに掛けたバッグやジャケットを持ち去られた。
- (4) ビュッフェ（バイキング）の料理を取りに行っている間に椅子の足元に置いたバッグを置き引きされた。
- (5) クレジット・カードを使用した際、店員から水増し請求されているにも拘わらず、よく確認せずにサインしたため、後で多額の支払いをクレジット会社から請求された。
- (6) 空港にて旅行者が、男性（旅行代理店の依頼により、迎えに来たかのように装った）に、巧みに車に乗せられ、法外な料金を請求された。
- (7) 空港のセキュリティ・チェックにおいて、本人がボディ・チェックを受けている間に、X線検査機のベルトコンベアーに載せた機内持ち込み用の貴重品を置き引きされた。国内線での発生が多く、ノート型パソコンやモバイル機器の被害が目立ち、実際に日本への帰国時に航空券と旅券が入ったバッグを持ち去られて、予定どおりに帰国することができなくなったケースもありました。
- (8) 当地への留学が決まり、ウェブサイト上で住まいを探していたところ、他よりも好条件の物件があったため家主に連絡したところ、部屋の写真をメールで紹介する等して安心させた上、部屋を優先して確保する為にはデポジットが必要と要求されたため、支払ったところ家主と連絡がとれなくなり、住居自体も存在していないことが判明した。
- (9) IRSを名乗る人物から電話があり、税金を滞納しているので明日までに滞納分を支払わなければ、国外強制退去になると脅かされ、アイチューンカードにて支払うよう指示があった。数千ドル分の同カードを購入し購入番号を伝えたところ全額分のポイントを抜き取られた。後に連絡がとれなくなり詐欺であることが判明した。
- (10) ウーバー（配車サービス）を依頼し、駅前で待っていた際、ウーバーの運転手を名乗る男性に声をかけられたので乗車したところ、全く関係ない白タク業者で高額な料金を請求された。（配車サービス関連では深夜に女性がウーバーを利用したところ、人気のない場所に連

れて行かれ暴行された事件も起きています。)

(1 1) ワインボトルや陶器、眼鏡類を所持した者がわざと通行人にぶつかり、法外な弁償金を請求する手口。

(1 2) 「多額の現金を拾ったので山分けしたい。」などと路上で話を持ちかけられ、「この現金を警察に届けば、後で自分たちのものになる。その際、振込み口座が必要になるので、口座開設のための資金を立て替えて欲しい。立て替えてくれれば等分に山分けしたい。」などと言葉巧みに近づき、最終的には数千ドルを騙し取る手口。3~5名の複数犯。

(1 3) 車がパンクしていると注意しておき(実際にわざとパンクさせることもある)、運転者が車から降りてタイヤを点検している隙に車内から貴重品を持ち去る手口。

(1 4) 米国の永住権や就労ビザの取得を手伝ってあげようなどと、言葉巧みに近づき、多額の現金を騙し取る手口。

上記の例の中には昔からよくある手口もありますが、いずれにしても、

- 自分の荷物から絶対に目を離さないこと。
- 今、自分は外国にいることを常に念頭において行動すること。
- 他人の誘いに安易に乗らないこと。
- 事実関係をきちんと確認すること。
- インターネット上の情報を鵜呑みにしないこと。

など、海外旅行、海外生活の基本的な注意事項を守ってさえいればこのようなトラブルに巻き込まれることは少なかったと思われまます。

1 2. 旅券 (パスポート) の紛失・盗難

(1) 警察への届出

旅券の紛失や盗難等の被害に遭ったら、まずは最寄りの警察署(盗難または紛失した現場を管轄する警察署)に届け出て、盗難又は紛失届(Police Report)を作成してもらいます。正式な盗難又は紛失届(ポリスレポートの作成には通例ある程度の期間を要するようですので、必ずその場で被害者名、事件発生日時・場所、盗難品目、報告書番号(Complaint Number)、所轄警察署名が記入された用紙をもらいます。ボストン周辺の警察の中には、ポリスレポートを発行しない警察署もありますので、その場合は、報告書番号を確認しておきます。

(2) 旅券の新規発給

ポリスレポートを取得後、総領事館で旅券の新規発給を申請します。発給は最短で必要書類が全て整った日の翌開館日から数えて5営業日目となりますので、早めの申請をお勧めします。なお、旅券が新規発給された場合には、後になって紛失した旅券が見つかっていても無効となっていますので、使用することはできません。

(3) 帰国のための渡航書

緊急に日本へ帰国しなければならない場合には、旅券の再発給ではなく「帰国のための渡航書」という旅券に代わる渡航文書の発給を短期間で受けることができます。ただし、「帰国のための渡航書」は、これを使って第三国に入国することはできず、また、その有効期間も短く制限されます。なお、「帰国のための渡航書」の発給の後は紛失した旅券は無効となり、たとえその後で発見されても使用できません。

1.3. 在留届

海外に3か月以上滞在される方は、旅券法第16条により、管轄の日本大使館または総領事館に在留届を届け出る義務があります。コネチカット州（フェアフィールド郡を除く）、ロード・アイランド州、マサチューセッツ州、メイン州、ニュー・ハンプシャー州およびバーモント州に3ヶ月以上滞在を予定する方で、未だ在留届を提出されていない方は、在ボストン日本国総領事館に提出してください。

在留届は、電子届出システム (<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>) により、インターネットを通じて提出するほか、在ボストン総領事館の窓口での提出、郵送又はFAX (617-542-1329)、E-Mail添付 (consulate@bz.mofa.go.jp) での提出も可能です。FAXで提出される場合には、特に読みやすい字で記入し、できるだけ高画質モードによる送信をお願いします。

在留届の用紙は、在ボストン日本国総領事館の窓口で用紙を配布しているほか、外務省のウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>) からPDFファイルをダウンロードし、印刷して使うこともできます。

在留届は次の場合等に活用されています。

- 海外で思わぬ事故・犯罪に巻き込まれた場合等のご本人や日本のご家族との連絡
 - 総領事館で領事サービスを受ける場合の利用
(在外選挙人名簿への登録にあたっては、3ヶ月以上前に在留届が提出されていれば、引き続き3ヶ月以上領事館の管轄地域に住所を有している証明となります。)
- すでに在留届を提出されている方が近々帰国する場合や住所を変更した場合等、在留届の内容に変更が生じた場合には、在ボストン日本国総領事館あてに郵送、FAX、E-mail添付 (consulate@bz.mofa.go.jp) でお知らせください。
- 任意の様式で結構ですが、在ボストン日本国総領事館の領事部窓口に「在留変更届」の用紙がありますので、直接お越しいただくほか、当館ウェブ・ページ (http://www.boston.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html#henko) からPDF形式のファイルで在留変更届をダウンロードすることができます。

1.3. 各種連絡先

- 緊急電話（警察・救急車・消防車） 911

○ 在ボストン日本国総領事館 617-973-9772

○ 米国電話案内.....411

○ 警察署

ボストン市警察本部..... 617-343-4200

アーリントン..... 781-643-1212

ブルックライン..... 617-730-2222

ベルモント..... 617-993-2500

ケンブリッジ..... 617-349-3300

メドフォード..... 781-393-4700

ニュートン..... 617-796-2100

○ 主な病院

Beth Israel Deaconess Medical Center
(総合案内) 617-667-7000

Boston Medical Center
(総合案内) 617-638-8000

Children's Hospital
(総合案内) 617-355-6000
(緊急) 617-355-6611

Massachusetts General Hospital
(総合案内) 617-726-2000

New England (Tufts) Medical Center
(総合案内) 617-636-5000

○ 交通機関

ローガン国際空港..... 1-800-235-6426

MBTA (地下鉄・バス) 案内 617-222-3200

○ その他

USCIS (米国移民局) ... 1-800-375-5283

Social Security Office 1-800-772-1213

ボストン日本人会事務局.. 781-643-1061

ボストン日本語学校事務局 781-641-2370